

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年 月 日改正
経営委員会

新	旧
<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正 令和6年12月20日改正 <u>令和7年 月 日改正</u></p> <p>第1章～第3章 略 第4章 部の設置等 第8条～第12条の2 略</p> <p>(運用管理部の所掌事務) 第12条の3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 管理運用法人の資金管理（経理部の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。 (2) 寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。 (3) 短期借入金に関すること。 (4) 運用受託機関及び資産管理機関への資金配分、運用資産の移受管等（投資運用部の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (5) 運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先との契約</p>	<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正 令和6年12月20日改正</p> <p>第1章～第3章 略 第4章 部の設置等 第8条～第12条の2 略</p> <p>(運用管理部の所掌事務) 第12条の3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 管理運用法人の資金管理（経理部の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。 (2) 寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。 (3) 短期借入金に関すること。 (4) 運用受託機関及び資産管理機関への資金配分、運用資産の移受管等（投資運用部の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (5) 運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先との契約</p>

新	旧
<p>の締結、変更並びに解除に関すること。</p> <p>(6) 運用受託機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関する こと。</p> <p>(7) 運用受託機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。</p> <p>(8) 資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定、管理、評価等に 関すること。</p> <p>(9) 自家運用に係る約定処理に関すること。</p> <p>(10) 運用受託機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性 の確保に関すること。</p> <p>(11) 外国税務に関すること。</p> <p>(12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること (他部の所掌に属するものを除く。)</p>	<p>の締結、変更並びに解除に関すること。</p> <p>(6) 運用受託機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関する こと。</p> <p>(7) 運用受託機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。</p> <p>(8) 資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定、管理、評価等に 関すること。</p> <p>(9) 自家運用に係る約定処理に関すること。</p> <p>(10) 運用受託機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性 の確保に関すること。</p> <p>(11) 外国税務に関すること。</p> <p>(12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること (他部の所掌に属するものを除く。)</p> <p><u>(13) 投資運用部、ESG・スチュワードシップ推進部及びオルタナテ ィブ投資部の内部管理事務(運用に伴う事務を含む。)のうち、理 事長が別に定めるものを行うこと。</u></p>
<p>第13条～第17条 略</p>	<p>第13条～第17条 略</p>
<p>第5章 略</p>	<p>第5章 略</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附則(令和元. 8. 27改正)</p>	<p>附則(令和元. 8. 27改正)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附則(令和2. 2. 6改正)</p>	<p>附則(令和2. 2. 6改正)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附則(令和3. 1. 14改正)</p>	<p>附則(令和3. 1. 14改正)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附則(令和3. 3. 26改正)</p>	<p>附則(令和3. 3. 26改正)</p>

新	旧
略 附則（令和5. 3. 6改正）	略 附則（令和5. 3. 6改正）
略 附則（令和6. 12. 20改正）	略 附則（令和6. 12. 20改正）
略 附則（令和7. . 改正）	略
略	

附 則（令和7. . 改正）
この改正は、令和7年4月1日から施行する。